

会議の結果要旨

- 1 開催した会議の名称
精華町選挙管理委員会
- 2 開催日時
令和3年1月29日 午後6時00分から午後7時00分まで
- 3 開催場所
精華町役場5階501・502会議室
- 4 議題
内 容：上記委員会の内容は、下記のとおりです。

記

- (1) 精華町議会議員一般選挙の期日について【任期満了：令和3年5月19日】
5月11日告示・5月16日投票、と決定された。
- (2) 精華町議会議員一般選挙の管理執行について
 - ア 選挙人名簿の登録基準日について
 - イ 選挙長及び同職務代理者の選任について
 - ウ 投票所について
 - エ 期日前投票所について
 - オ 開票事務及び選挙会事務を合同で行うことについて
 - カ 選挙会の日時及び場所について
 - キ 選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙管理委員会
が選挙の管理執行を行う場所について
 - ク 投票用紙の様式について
 - ケ 街頭演説用標旗及び腕章等の配色について
 - コ 選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償並びに報酬
の最高額について
 - サ 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじの実施について
 - シ 氏名等掲示の掲載する順序を定めるくじの実施について
 - ス 選挙立会人となるべき者を定めるくじの実施について【選挙長】
以上13項目の管理執行及び選挙公報の体裁について、決定された。
- (3) 精華町議会議員一般選挙の主要日程について
立候補予定者説明会等の日程について、決定された。
- (4) 精華町選挙管理委員会委員長事務専決規程の一部改正について
土地改良区の総代選挙について選挙管理委員会の管理が廃止されたため、こ
の規程の一部改正について、決定された。
- (5) 公職選挙事務執行規程の一部改正について
公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の一部改正に伴い、所
定の様式が変更されたため、この規程の一部改正について、決定された。
- (6) 精華町選挙公報発行に関する規程の一部改正について
精華町選挙公報発行に関する条例（平成8年条例第27号）の一部が改正さ

れたことに伴い、選挙公報発行に関する手続やこれに必要な様式を整理するため、この規程の一部改正について、決定された。

(7) 精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の制定について

精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第24号）が制定されたことに伴い、公費負担に関する手続やこれに必要な様式を定めるため、この規程の一部改正について、決定された。

(8) その他、本日決定された選挙期日等を報道へ情報提供すること、新型コロナウイルス感染症対策に関すること等について、承認・確認された。

5 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

6 出席者

委員長	大久保 憲二	松井事務局長
委員	福味 由利子	疋田書記
委員	植西 和美	八木書記
委員	石田 豊	